

延長保証サービス規約

この延長保証サービス規約は、日本直販株式会社がプレミアムプラス会員に対し、第1条に定義する保証対象機器の延長保証サービス（以下「本サービス」といいます）を提供する際に使用する規約です。延長保証サービスのご利用に際しては、この延長保証規約（以下「本規約」といいます）が適用されます。

1. (定義)

本特約での用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「延長保証サービス」とは、当社が、本規約に従いプレミアムプラス会員に対して行う保証対象機器のメーカー保証期間を延長して保証するサービスをいい、その保証内容はメーカーの保証内容と同一とします。
- (2) 「保証対象機器」とは、当社が本規約を適用して延長保証サービスを提供する対象の機器をいい、具体的には、お客さまがプレミアムプラス会員の申し込みを行った翌営業日0時以降に購入された別表に記載する機器をいいます。
また、保証対象機器は会員本人が日本直販より購入したものに限りません。
- (3) 「延長保証期間」とは、保証対象機器のメーカー保証期間が終了した翌日に始まり、その日から起算して1年をもって終了する期間をいいます。但し、その保証期間はお客様が何らかの理由でプレミアムプラス会員の加入を中止した場合には、その時点で終了します。
- (4) 「保証対象事由」とは、第4条第1項に定める、当社が本規約に従い保証を履行する事由をいいます。
- (5) 「延長保証修理」とは、メーカー保証が終了した後に当社が提供する修理サービスの事をいいます。メーカー保証期間中の故障に関しては直接メーカーサポートセンターにご連絡ください。

2. (本サービスの提供開始)

当社は、お客様がプレミアムプラス会員の申し込みを行い、当社が受理した日の翌営業日午前0時以降に購入された対象機器に対し、本サービスの提供を開始します。

3. (保証料)

別途本サービスの利用料はかかりません。

4. (保証対象事由)

- (1) 当社は、次の各号のすべてに該当することを対象事由として、本規約に従い、お客様に保証を履行します。
 - ① お客様が保証対象機器の取扱説明書や注意書きに従って使用したにもかかわらず、保証対象機器が電氣的・機械的の事故により故障し、かつメーカーの保証規定による対象事象である場合
 - ② お客様が保証対象機器を使用中の故障であり、第8条等の免責事項に該当しない場合
- (2) 原因の如何を問わずメーカー保証期間中は本サービスの対象外とします。

5. (保証の限度額)

- (1) 第4条で当社が実行する保証の限度額は、その保証対象機器の購入価格の90%を上限とします。
- (2) 第1項の限度額については、保証対象機器の修理代金にも適用します。
- (3) 保証回数は1製品あたり、1回までとします。

6. (延長保証期間)

- (1) 保証対象機器のメーカー保証期間が終了した翌日を延長保証開始日とし1年をもって延長保証終了日とします。
- (2) ただし、お客様が何らかの理由でプレミアムプラス会員の加入を中止した場合には、その時点をもって延長保証は終了します。本サービス終了後は、対象事由が延長保証期間中であっても、サービスの提供を受ける事はできません。
- (3) お客様がプレミアムプラス会員に再度加入した場合でも、再加入前の購入機器は保証対象外となります。

7. (お客様ご負担となる費用)

- (1) 延長保証の対象外となる故障及びその故障に対する修理費用。
- (2) 修理方法にかかわらず、メーカーの定める離島及び遠隔地の修理に要する交通費、宿泊費、送料等の費用。
- (3) 代替品提供の場合に発生する基本工事費以外の工事費（クレーン車など特殊車両工事費等）
- (4) 延長保証の為のお客様からの連絡通信費用。
- (5) 修理に伴う廃棄物処分費用。
- (6) 延長保証修理が部品調達などで時間を要する場合に代用品を手当てした場合の代用品のレンタル費用。

8. (免責事項)

以下の事象に該当する場合もしくは以下の事象に起因する故障の場合には延長保証サービスは適用されないものとします。

- (1) お客様もしくは第三者の故意もしくは過失に起因する故障。
- (2) 保証対象機器に対し行われた加工、改造、修理、整備等による故障。
- (3) 取扱説明書、注意書等に記載された取り扱い方法と異なる不適切な使用による故障。
- (4) 保証対象機器以外からの原因による故障（電線・電源・配管等による）。
- (5) メーカーが想定する用法を超える過度な環境での使用による故障（高温、高湿度などの特殊環境下等）。
- (6) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはそのソフトウェアに起因する故障および損害。
- (7) 記憶装置を持つ製品の一切のデータの復元および手配等。
- (8) 自然消耗、劣化、性質による変色、サビ、カビ、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵による故障。
- (9) 犬、猫、ねずみ、鳥、蜘蛛、ゴキブリなどの小動物もしくは昆虫等の侵入などに起因する故障。
- (10) 火災、破裂、爆発、水災、地震、落雷その他天災地変による故障。
- (11) 核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染されたものによる故障もしくは損害。
- (12) 戦争、武力行使、革命、内乱に起因する故障もしくは損害。
- (13) メーカー保証もしくはその他の保証、保険により保証を受けることができる場合。
- (14) 保証対象機器の仕様上もしくは構造上の欠陥または本来的性質に基く故障及び不具合。
- (15) 製造メーカーが責任を負うべき法律上もしくは契約上の責任によるもの。
- (16) 消耗品（電池、充電電池、焼き網、バッテリー、フィルター、パッキン、ガスケット等）またはメーカーが指定する消耗品類もしくは付属品類の交換。
- (17) 業務用等一般家庭以外の用途で使用している間に生じた故障。
- (18) 指定外の燃料を使用したことが原因による故障。
- (19) 故障の内容につき明らかな疑義がある場合。
- (20) 購入後、他人もしくは別居の家族に譲渡された場合。（有料もしくは無料でプレゼントされた場合を含む）

- (2 1) 保証対象機器を原因として生じた事業利益の損失や付随的損害、拡大損害、第三者に対する財物や身体の損害（間接損害）。
- (2 2) 会員本人が日本直販から保証対象機器を購入したことが証明できない場合。

9. (個人情報のお取り扱いについて)

当社はお客様から提供していただいた個人情報を適切に保管し延長保証サービスを提供します。また延長保証サービス提供の際、以下の場合に限り、当社の責任においてサービス事業協力会社（メーカー・修理会社・販売店・金融機関・組合・保険会社）へお客様の個人情報を提供します。

- (1) 延長保証修理に際して事業協力会社との個人情報の共有が必要となる場合
- (2) 保険会社への請求の際に個人情報の提供が必要となる場合

10. (解除)

- (1) 当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、書面による通知によって延長保証サービスを解除することが出来ます。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、実質的に関与していると認められること。
- (2) 前項の規定による解除が自然故障の後になされた場合でも、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した自然故障については、当社は延長保証サービスを行いません。この場合に既に延長保証サービスを行っていた時には、当社は当該延長保証サービス費用額の返還を請求する事が出来るものとします。

11. (その他注意事項)

- (1) プレミアムプラス会員のお申し込みをいただいた時点で本規約にご同意をいただいたものとします。
- (2) 延長保証サービスにおける1回の保証修理に要する金額が第5条に定める保証の上限額を超過する場合には、その上限額を限度とします。
- (3) 第5条に定める保証の上限額は消費税込みの金額とします。

12. (保証会社との契約)

- (1) 当社は保証修理代金を対象とする保証契約を締結する場合があります、その場合の保証金請求については当社がおお客様の事前の同意を得ており、全ての手続きは当社が行い、お客様は何ら異議を述べないものとします。
- (2) 本規約に従い保証を履行するにあたり、お客様に故障の具体的な内容等につき、保証もしくは保険会社の調査が入る可能性のある事をご了解願います。

13. (本規約の変更)

- (1) 当社は本規約の趣旨に反しない範囲で、法令もしくは保証規約等の変更に伴う変更を行うことがあります。
- (2) 本規約変更の場合には、変更後にご加入いただくお客様より、変更後の規約が適用されるものとします。
- (3) 前1項に基き本規約を変更する場合には、当社のホームページその他適切な方法により、変更の内容を事前に周知することとします。

1 4. (合意管轄)

本規約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2024年10月31日制定)

別表

分類	対象製品
健康家電	マッサージチェア・機器
	電気治療器
	血圧計
生活家電	掃除機
	照明
	加湿器・スチーム機
	空気清浄機
	オーブン・トースター
	炊飯器
	ミシン
	火災報知器
	ヒーター・こたつ
	電気毛布
	時計（腕時計を除く）
	キュービーデュオ
	電子タバコ
充電器	
美容家電	ドライヤー
	ヘアアイロン
	シェーバー
AV機器	テレビ
	カメラ
	スピーカー
	ラジカセ
	オーディオ・ラジオ
	ボイスレコーダー・ポケトーク